

環境に優しいまちづくり 自然保護におけるISO14001への取り組み

豊かな自然を町民共有の財産として後世に継承し、また、潤いのある生活環境を維持・創出するため、本町の多様な自然環境や美しい自然景観を大切に保全したいものです。

このために、町民の皆さんに守っていただきたいことがあります。

町には、真木・真昼県立自然公園がありますが、貴重な植物等(写真は一例です)の採取や損傷、希少な野生動物(モリアオガエル[町指定文化財]など)の捕獲や殺傷などは禁止されています。採取等の違反行為をした場合は、自然公園法の規定により懲役または罰金刑に処せられます。

次の方々が、自然保護活動にあたっていますのでご紹介します(本町在住の皆さん)。

職名	氏名	住所
秋田県自然保護指導員	高橋 志郎	美郷町上深井
真木・真昼県立自然公園を美しくする会 自然公園管理補助員	高橋 正二	美郷町浪花
	高橋 芳夫	美郷町土崎
	見澤 貢	美郷町本堂城回



5月の花 コンロンソウ(崑崙草)
林道わきや登山道に見られ、日当たりのよい場所では群生をつくることもある。



役場(六郷庁舎)商工観光課 観光班 ☎0187(84)4909

4月からの「家庭ごみ」の収集日程をお知らせします

4月からの「家庭ごみ」の収集は、昨年度と比べほとんど変更はありません。

なお、地区ごとに作成した「ごみの日カレンダー」には、発行費用に充てるため広告を掲載していますのでご理解をお願いします。

ごみの種類が重なる収集日では、二重表示(例：もやせるごみと粗大ごみ・もやせるごみと古紙・もやせないごみと資源ごみ等)していますので、詳しくご覧ください。

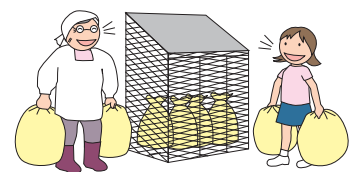
町で収集するごみ	千畑地区	六郷地区	仙南地区	
もやせるごみ (週2回)	指定袋に入れて、集積所に出してください。			
もやせないごみ (月2回)	指定袋に入れて、集積所に出してください。			
資源ごみ	びん・缶 (月2回)	指定袋に入れて、集積所に出してください。	町内会で設置している「エコバッグ」に入れてください(1月～3月は月1回です)。	指定袋に入れて、集積所に出してください。
	ペットボトル (月2回)	指定袋に入れて、集積所に出してください。		指定袋に入れて、集積所に出してください。
	古紙 (月1回)	新聞や雑誌などの種類ごとに、適量をひもでしっかりしばって集積所に出してください。	新聞や雑誌などの種類ごとに、適量をひもでしっかりしばって、町内会で決められている場所に出してください。	新聞や雑誌などの種類ごとに、適量をひもでしっかりしばって集積所に出してください。
粗大ごみ (年5回)	指定袋に入らないものが粗大ごみです(町で収集しないものがありますので、配布した「ごみの日カレンダー」裏面をご覧ください) ※収集月4月、5月、6月、8月、10月			

ごみ出しのルールを守りましょう

ごみは決められた日以外は出すことができません。

「指定袋」と「粗大ごみ」には必ず氏名、行政区名を記入してください。

びん、缶、ペットボトルは水洗いし異物を取ってください。



ごみ集積所は地域住民皆さんのものです。常に清潔に保つとともに、不法投棄を全町民で監視しましょう。



役場(千畑庁舎)住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

ニュースポーツ教室の参加者を募集します

ストレッチ運動と筋力トレーニングで元気に動ける身体を維持しましょう。
特に高齢の方の体力低下に効果がある運動と、ユニカールなどレクリエーションを取り入れたメニューで楽しく運動ができますので、ぜひご参加ください。

日時 ● 4月14日(土) 午前9時から2時間程度
会場 ● 千畑体育館
講師 ● 秋田県スポーツ科学センター指導員、町体育指導委員
参加料 ● 無料
その他 ● 動きやすい服装で、運動靴をご持参ください。



町教育委員会社会教育課 スポーツ振興班(トレーニングセンターろくごう内) ☎0187(84)0033
※4月からスポーツ振興班の事務室がトレーニングセンターろくごう内に移動しました。

4月から年金制度が一部改正されます

■65歳以降の老齢厚生年金の繰下げ制度

平成12年改正で60歳台後半の在職老齢年金の制度が導入されたことから、老齢厚生年金の繰下げ支給の制度が廃止されておりましたが、改めて支給開始年齢の繰下げが行えるようになります。

老齢厚生年金の受給権を有する人で、66歳に達する前に老齢厚生年金の請求をしていなければ、支給の繰下げを申し出ることにより、政令で定める額が加算されます。

ただし、65歳に達したときに老齢給付を除く他の年金給付の受給権者であったときや、66歳に達するまでの間に老齢給付を除く他の年金給付の受給権者となったときは、支給の繰下げを申し出ることはできません。

また、施行日前に老齢厚生年金の受給権を有している人(原則として昭和17年4月1日以前生まれの人)は対象となりません。

■70歳以上の被用者の老齢厚生年金の給付調整

70歳以上で在職している人に、現行の60歳台後半の在職老齢年金の仕組みが適用されます。総報酬月額相当額と老齢厚生年金基本月額の合計額が48万円を超えた場合、超えた額の2分の1相当額について、老齢厚生年金が支給停止されます。

ただし、厚生年金保険料の負担はありません。

また、施行日において70歳以上の人(昭和12年4月1日以前生まれの人)は適用されません。

■離婚時の厚生年金の分割制度

平成19年4月1日以後に離婚等をした場合において、離婚等をした当事者間の合意または裁判手続きにより按分割合を定めたときに、その当事者の一方からの請求によって、婚姻期間等の保険料納付記録を当事者間で分割することができる制度です。

なお、平成18年10月1日から、離婚時の分割後の年金額等について情報提供をしております。

■遺族年金の見直し

- ・65歳以上の遺族年金受給者について、ご自身の老齢厚生年金を全額支給したうえで、遺族年金から差額分が支給される仕組みになります。
- ・中高齢寡婦加算の支給対象が、夫の死亡時に40歳以上65歳未満の妻(子のいない場合に限り)となります。
- ・子のない30歳未満の妻への遺族厚生年金は5年間の有期給付となります。



大曲社会保険事務所 ☎0187(63)2294、2295、2299(年金相談コーナー)
役場(千畑庁舎)住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903(内線2146)